



栄養ケアステーションとは

- 1、県民・地域住民等の栄養・保健改善事業に資することができる要請事業に対応する。
- 2、栄養改善事業により健康の保持増進または疾病予防に資することができる事業に対応する。
- 3、栄養の知識の普及・啓発及び実践に資することができる事業に対応する。